

最終提言（案）について

（仮）今後のいじめ対策についての提言

～（仮）未来を創る子どもたちの笑顔に向けて～

平成 年 月

仙台市いじめ対策等検証専門家会議

目次

はじめに	· · · 1
提言	
第1章 いじめの防止・早期発見・対応について	
第1節 いじめの未然防止に関すること	
1 児童生徒への働きかけ	· · · 2
2 教職員の資質向上	· · · 2
3 学校の体制強化	· · · 3
4 教育委員会や学校に対する市長部局の支援	· · · 3
5 保護者や地域との連携	· · · 4
6 保護者、地域、市民全体への周知啓発	· · · 4
第2節 いじめの早期発見に関すること	
1 早期発見のための相談体制・環境整備	· · · 5
2 児童生徒との関わり方	· · · 5
第3節 事案発生時の対応に関すること	
1 教育委員会や学校における対応	· · · 5
2 市長部局の支援	· · · 6
第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために	
第1節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり	
1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保	· · · 7
2 各学校の主体性を引き出す取り組み等	· · · 7
第2節 学校を取り巻く地域社会に関すること	· · · 7
おわりに	· · · 9

参考資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議の開催状況

参考資料2 仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見と仙台市における
いじめ対策等の取り組み状況について

参考資料3 仙台市いじめ対策等検証専門家会議設置要綱

参考資料4 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 委員名簿

(はじめに)

仙台市いじめ対策等検証専門家会議（以下「当会議」という。）は、平成 29 年 10 月 14 日に市長より検討依頼を受け、今日までに 回の会議を開催し、教育委員会におけるこれまでのいじめ防止対策や市長部局における関連事業の実施状況等を踏まえて、今後の効果的ないじめ等対策の在り方について検討を行ってきました。

.....
.....
.....

提言の記載の前に、背景や会議の
状況などについて、記載するイメ
ージです

提言

第1章 いじめの防止・早期発見・対応について

第1節 いじめの未然防止に関すること

1 児童生徒への働きかけ

- 対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと
- 児童生徒一人ひとりの心に届く啓発・教育を、道徳教育等を土台としながら、教育活動全体の中で計画的に進めていくこと
- 誰もが安心して笑顔で過ごせる学級づくりに向けて、児童生徒の関係の把握等、学級集団の状況を客観的な視点で分析し、その結果を活かすなどの工夫を行うこと

2 教職員の資質向上

- 「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること
- 教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを發揮すること
- 教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想をさらに浸透させること
- 児童生徒には様々な特性があり、特別な配慮を要するケースもあることについて、児童生徒のみならず、教員や保護者に対しても、正しい理解を得られる機会を積極的に設けていくこと
- 医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること
- 教育委員会が実施する、児童生徒の障害や疾病への対応に向けた事業や相談支援体制について、教員に一層の周知を図ること
- 市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するととともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること

- 体罰を含めいじめ防止対策の研修や資料については、教員にしっかり浸透するよう工夫すること
- 体罰や不適切な指導を行った際の状況や教員の心理を踏まえて、困難な状況下での指導スキルの向上の取り組みを進めること
- 体罰・不適切な指導と、教育上必要な場合に認められる児童生徒への懲戒についての違いを、教職員に周知すること
- 学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者にとどまらず、市民向けに啓発すること

3 学校の体制強化

- 学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること
- 教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想を更に浸透させること【再掲】
- いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の拡充を図りながら、学校全体の組織的対応力を向上させる取り組みを進めること
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、計画的な人員拡充に努めること。その際、多角的な視野を持ちつつ、学校文化に理解のある適切な人材の配置を図ること
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割に関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること

4 教育委員会や学校に対する市長部局の支援

- 現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと
- 発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること
- 市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること

- 医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】
- 市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するととともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること【再掲】

5 保護者や地域との連携

- 学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること
- 学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること
- 授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること

6 保護者、地域、市民全体への周知啓発

- 対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと【再掲】
- 「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること【再掲】
- 子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと
- 学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者にとどまらず、市民向けに啓発すること【再掲】
- 「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず、家庭内でも同じである。体罰や不適切な指導はいけないことだということを家庭や地域にも周知すること

第2節 いじめの早期発見に関すること

1 早期発見のための相談体制・環境整備

- 各種相談窓口の存在と利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し周知を図るとともに、児童生徒の生活に浸透しているSNSの活用など、より相談しやすい環境整備に向けた検討を進めること
- 辛いと感じている児童生徒の声を積極的に拾い上げるため、事案探知の取り組みの充実を図ること
- 児童生徒に対して、学校の中で辛いと感じた場合には迷わず声をあげられるようあらゆる機会をとらえて浸透を図ること
- 市長部局の各種相談窓口について、児童生徒や保護者に対するより効果的な広報や、利用しやすい仕組みづくりを進めること
- 発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること【再掲】
- 医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】

2 児童生徒との関わり方

- 教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること
- 子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと【再掲】

第3節 事案発生時の対応に関すること

1 教育委員会や学校における対応

- 事案発生時の対応（解決に導く流れ）について、モデルケースを示すなど、よりわかりやすい形で、児童生徒・保護者・教職員に対し、繰り返し周知すること
- 事案の重大化を防ぎ、早期解決を図るため、弁護士等の専門家による研修等を通じて、教員の対応力のさらなる向上を図ること

- いじめを行った児童生徒に対して指導を行った上で、いじめを行うに至った背景を丁寧に探るとともに対策を講じ、いじめを繰り返さないよう対応すること
- 学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること【再掲】
- 児童生徒の指導に当たって、必要な場面では管理職も適切に対応すること
- 教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内での情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること【再掲】

2 市長部局の支援

- 現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと【再掲】
- 発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること【再掲】
- 市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること【再掲】
- 医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】
- 市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること【再掲】
- 学校、教育委員会以外に、個別事案に関する調査・調整権限等を有する第三者機関等を設置することについて、検討を進めること

第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために

第1節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり

1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保

- 教員が児童生徒と十分に向き合うことができる体制の確保を図るため、教員の多忙化解消のための取り組みをさらに前進させること。あわせて、教員の負担感や多忙感の分析を行い、軽減策を検討すること
- 教員の精神的な負担軽減のために、外部機関や専門職を活用するなど、教員へのサポート体制の充実をはかること
- 現場の教員は、いじめや体罰等に関して既に多くの取り組みを行っている。今後、新たな取り組みを行うときは、これまでの取り組みを評価・検証して、効果の薄いものはやめることも考えること

2 各学校の主体性を引き出す取り組み等

- いじめ対策の企画・立案等に校長会を積極的に活用しながら、校長や教頭などのリーダーシップのもと、教職員が主体的に、それぞれの能力を十分に発揮していじめ対策に取り組むよう工夫すること
- 校長や教頭の学校経営や危機管理等に関する能力の維持向上に資するため、外部との積極的な交流等を通じて研鑽を図ることができる機会を確保すること
- 教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること【再掲】

第2節 学校を取り巻く地域社会に関するここと

- 保護者や地域住民など子どもをとり巻くおとなが、いじめに対して自発的に関わりを持つという意識を醸成し、社会全体でいじめの防止に取り組んでいく環境をつくること
- 学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること【再掲】
- 学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること【再掲】

- 授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること【再掲】
- 「(仮称)仙台市いじめの防止等に関する条例」の運用においては、地域社会のいじめ防止等の機運を醸成し、実効性を確保するため、市民に向けた啓発の施策を継続的に実施すること

(おわりに)

参考資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議の開催状況

	日時	議事
第1回	平成29年 10月14日（土）	(1) 仙台市いじめ対策等検証専門家会議の運営細目について (2) 今後の会議の進行予定について (3) これまでのいじめ防止対策について (4) 体罰等アンケートの実施状況について
第2回	平成29年 11月22日（水）	(1) これまでのいじめ防止対策について (2) 市長部局の関連業務の実施状況について (3) 体罰等アンケートの集計等の状況について
第3回	平成29年 12月21日（木）	(1) 学校と地域との連携について (2) 今後のいじめ防止対策について（これまでの主な意見を踏まえて） (3) その他
第4回	平成30年 1月12日（金）	(1) 今後のいじめ防止対策について（平成30年度予算編成に向けた項目を中心に）
第5回	平成30年 4月19日（木）	(1) これまでの体罰等の防止に関する取組みについて (2) 今後の進め方について (3) その他
第6回	平成30年 6月1日（金）	(1) 体罰等の防止に関する取組みについて (2) 今後のいじめ及び体罰等の防止対策について
第7回	平成30年 7月13日（金）	(1) (仮称) 仙台市いじめの防止等に関する条例骨子案について
第8回	平成30年 8月9日（木）	(1) いじめ防止等対策の検証と今後の取組みについて (2) 今後の会議の進め方について
第9回	平成30年 9月6日（木）	(1) いじめ防止等対策の今後の取組みについて
第10回	平成30年 10月18日（木）	(1) いじめ防止等対策の今後の取組みについて
第11回	平成30年 11月2日（金）	(1) いじめ防止等対策の今後の取組みについて

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
第1章 いじめの防止・早期発見・対応について		
第1 いじめの未然防止にすること		
1 啓発・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー研修等に代表で参加する児童生徒の選出に関する疑問。「いじめ」というネガティブなことで選ばれる児童生徒への負担の考慮が必要。 ・学校を代表して一部の児童生徒が参加するものよりも、まずは全児童生徒に対して、何をどのように伝えていくかが大切。 ・現場で行うことが多すぎて教員らが疲弊している実情。キャンペーンをはじめとする様々な事業について、効果を勘案して、教育委員会がやらないと判断することも大事。 ・どこからが「いじめ」なのかという認識が児童生徒によって違う。自分が嫌なことではなく、相手がされて嫌なことはしない、という意識を持たせることが大事。 ・加害意識がなくても「いじめ」に該当する場合があることや、その場合の対応等について、児童生徒に対し、正しく伝えなければならない。 ・いじめは絶対にいけないということを、道徳等を使って、普段の生活の中で醸成していくことが大事。 ・傍観者をつくらないといった点も含めて、道徳の授業を要として、学校全体で教育を推進していくことが必要。 ・発達障害などの配慮を要する特性のある子などは、いじめやからかいの対象になりやすい。周囲に正しい理解を持たせるための教育が大切。 ・保護者に対しても、「いじめ」の意味や、いじめが発生した場合の対処法などについて、正しい共通理解を深めてもらうことが重要。 ・保護者や地域に対して学校は何を求めるのか等、啓発の対象と、そこに伝えたいメッセージを明確にしないと、実効性はあがらない。 ・特別な配慮が必要な生徒に対して、周囲の理解が不足していることで、必要以上に厳しい指導をしてしまうことがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員や保護者がいじめの定義を十分に理解していないと感じる。受けた側の児童生徒が嫌だ、苦痛だと感じたら、それはいじめになるという認識が保護者にはないように見受けられる。教職員もいじめの線引きを悪意のあるなしで判断しているように感じられる。 ・いじめの定義に関して、受けた側が嫌だ、苦痛だと感じたらそれはいじめとしている以上、いじめを行った側に故意や過失がない場合がある。いじめ対策はそれを前提とすることが重要だ。一方で、いじめが、傷害や恐喝のような犯罪であるという風潮もある。教員が指導を行おうとしたときに、いじめの内容に関わらず、いじめといわれることへの抵抗感からこじれてしまうことが多々あると考えられる。いじめの定義について仙台市民全員が理解するぐらいになることが望ましい。 ・いじめは人間の性であり、なくなるものではないが、学校だけの問題とはせず、多くの人が意識を持って解決を目指し、いじめを少なくしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止「きずな」キャンペーン ○いじめ防止「きずな」サミット ○いじめストップリーダー研修 ○いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」 ○情報モラル教育の推進 ○道徳、人権教育等 ○交流及び共同学習や障害者との交流活動を行う「心のバリアフリー推進事業」 <p>《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育理解啓発資料を活用した理解促進【新規】 ○弁護士の監修によるいじめ予防教育の授業モデルの構築【新規】 ○弁護士による教員向け校内研修会【新規】

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
1 啓発・教育 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発の一環として、子どもと保護者を対象にアンケートを行ってはどうか。子どもにとって、親との関わりは非常に重要なが、親も忙しく、そういう時間を持つことが難しいのが実態だと思う。アンケートは、啓発とともに、親子の関わりに関する意識を喚起することにもつながると思う。さらに、アンケートの対象を市民全体に広げれば、幅広い啓発につながる。 ・学校外の居場所や活躍の場を否定してはいけない。第三者委員会の報告などを見ると、重大事態は外に逃げ場がなくなり追いつめられることで発生してしまったようだ。学校だけがすべてではないということを子どもたちには伝えたい。 ・学校だけが全てではないということを児童生徒、教員、社会に分かってもらわなければいけない。最近、不登校を無くすためには上手に休ませるという考えが理論化されつつある。休むことは完全な解決にならないが、緊急事態の回避にはなる。 ・「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず家庭内でも同じである。保護者、地域を含めて、子どもに対する体罰は禁止ということを周知すべき ・学校のみならず、家庭や地域でも、体罰はいけないことだということを周知すべき ・体罰をされた児童生徒だけでなく、周りで見ている児童生徒への影響も考慮すべき ・教員は疲弊している。さらに通知を出したり研修を行っても入っていかない。 ・研修や資料について、教員が消化できるよう研修内容や資料の提示の仕方に工夫が必要 ・困難な状況下で体罰以外にどういう指導法があるのか、指導能力向上の観点でもフォローが必要 ・教員の年代によって体罰等への認識に差があると感じられる ・教員の生徒に対する接觸がすべて体罰にあたるわけではない。教員の生徒に対する懲戒行為に関しては、裁判例が多数あるので活用すべき ・体罰と懲戒権の線引きを明確に示して、研修の機会を捉えて周知していく必要がある ・教員に対して、体罰への処分の明確な基準を示すことができれば教員も萎縮することなく、安心できる ・感情労働である教員にもアンガーマネジメントの研修を取り入れることも重要 ・教員は誰しも体罰等をしたくてしているわけではない。教員が体罰等をするに至った心境をアンケート調査などで把握することも必要 ・学問的に体罰は指導に有効ではないということを研修等の機会に周知徹底する必要がある ・体罰等の禁止がなぜいじめの防止につながるかという部分を明確にして教員に周知する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス研修資料 不祥事の根絶に向けて実例演習 ○体罰防止ハンドブック 体罰の根絶に向けて ○体罰等に関する全校アンケート ○校内におけるコンプライアンス研修（年10回程度） <p>《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクール・コンプライアンス携帯シート【新規】

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
2 学校の体制強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策に特化した専任教諭ではなく、広く教員の悩みを受け止めてくれるスーパーバイザーのような教員を配置する方が望ましいのではないか。 ・いじめ事案については、いじめ対策専任教諭等の特定の者だけで対応するのではなく、学校全体で対応するという趣旨を徹底する必要がある。 ・生徒指導主事といじめ専任教諭が兼任となるケースが多く、負担が増大していないか。 ・いじめ対策専任教諭の負担軽減が重要。 ・仙台市の嘱託社会教育主事には力量のある人材が多く、その活用も考えられる。 ・S CやS S Wは、児童生徒だけでなく、学校や教師に対しても違う価値観を与えてくれる存在。児童生徒のS O Sを受け止め、その声を代弁する存在となることを期待。 ・S S Wの人数（5名）が、学校数と比べて不足している。 ・S CやS S Wは、単に子どもと向き合えるだけではなく、学校文化に理解のある人材を入れていくことが重要。 ・S Cが話を聞いただけで終わらないよう、次の一手を打ちやすい流れをつくることが大事。 ・児童生徒側からS S W等の専門職を活用する流れがあつてもよいのではないか。 ・教員に「いじめ」に対する認識をもう少し広く持ってもらうことが必要。 ・教員が抱えている負担を相談できる場が設置されていることは評価できる。 ・スクールソーシャルワーカーは、学校で問題が発生した際など、市長部局と学校の橋渡し役として活躍する。市長部局の専門機関と学校の連携体制を構築する際に重要な存在だ。 ・学校が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ対策支援員などの制度をうまく活用できていない場合や、制度を知っていても活用しようとしていない場合、そもそも制度の認知が低い場合などあると思われる。制度を使いこなせるように、校長や教頭の意識を高く持ってもらう必要がある。 ・スクールロイヤーも含めて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関などと連携していくかないと、学校だけでは解決は難しい。 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、いじめ対策支援員など、支援策が大変充実している。大変手厚いが、かえって担任の当事者意識が弱まることにつながらないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策専任教諭（中学校）の配置 ○児童支援教諭（小学校）の配置 ○いじめ対策支援員（小学校）の配置 ○教育局配置のスクールカウンセラー（S C）による支援 ○スクールソーシャルワーカー（S S W）による支援 ○いじめ防止マニュアルの策定 ○教職員相談支援室の設置 ○いじめ不登校対応支援チームの設置 ○いじめ不登校対策推進協力校の指定 ○教員に対するいじめ防止に向けた研修 <p>《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》</p> ○児童支援教諭（小学校）の配置【拡充：17校へ追加配置】 ○いじめ対策支援員（小学校）の配置【拡充：10名増員】 ○教育局配置のスクールカウンセラー（S C）による支援【拡充：3名増員】 ○スクールソーシャルワーカー（S S W）による支援【拡充：2名増員】 ○弁護士による学校からの相談への対応【新規】 ○弁護士による学校訪問（いじめ対策等の学校の対応状況の検証）【新規】 ○スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの周知【拡充】

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
2 学校の体制強化等（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> ・教員へのサポート体制が相対的に薄い。大学などと連携し、教員をサポートするチームがあると教員の負担が軽減される ・学校において組織的に対応することは重要。教職員間でつながれば大きな力を発揮できる ・いじめの早期発見には、教職員の連携が重要であり、管理職は教職員相互のコミュニケーションを図る必要がある ・「チーム学校」として対応することが大切 ・個々の教員が周囲に助けを求めるコミュニケーション力と自分のキャリアに応じた力量を把握していないと、支援を受けようとしないなど制度が有効活用されない。この自覚がないと、チーム学校というものも成り立たない。 ・学級経営、学級づくりには、教員の指導力やコミュニケーション能力が必要。校長や教頭など管理職のリーダーシップも大事である ・教員が児童生徒の対応に迷ったときに、すぐに他の教員や教頭、校長に相談したり、適切な機関に相談できる体制が大事である。そのためのコミュニケーション能力が必要である <ul style="list-style-type: none"> ・「Q-Uテスト」によって、学級集団の状況を客観的に分析することが可能になる。また、その結果を活用して、教職員が自分自身の取り組みに関する客観的な結果を知り、振り返ることで、子どもたちを教える力など教職員としての資質向上につながると考えられる。大学などに協力してもらい、結果を客観的な視点で分析することも必要 	

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
3 市長部局の専門機関が担う役割	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する特性のある子どもは、いじめやからかいの対象になりやすい ・配慮を要する特性のある子どもに対する対応など、従来の教員の知識で不足する部分をアーチル等の専門機関が補うことを期待 ・アーチルの業務繁忙により相談までに要する期間が長期化している実情がある。学校のカウンターパートとして十分に機能するためにも体制の充実が望ましい ・教育委員会ではないセクションが所管していることに有用性がある。 ・学校との連携が求められる専門機関に現役の行政教員の配置があることの効果は大きい ・相談窓口は色々と用意されているものの、それが周知されていない。学校・教育委員会に相談して解決しなかった場合等に、他にも相談できる選択肢があることを周知徹底する。その際に、実際に利用してもらえるような伝え方を心がけることが大切 ・虐待がいじめの背景にあるということも考えられるのではないか。 ・教員が、障害や病気のある児童生徒について発達相談支援センターなどに相談したときに、待機時間が数か月となると、その間教員がうまく対応できず、児童生徒にとって良くない状態が続く ・相談機関につなぐことについて、教員が保護者に了解をもらうことは大変なことであり、依頼から相談までの待機が長いと翻意してしまうおそれがあるので、少しでも短くしてほしい <p>・校内だけで問題を解決しようとするときに良くないことが起きていると感じる。市長部局が様々な形で学校の問題解決に関わる仕組みは手厚くしてほしい</p> <p>・市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることは、学校にとってはとても心強いことだ。行政教員は、市長部局と学校との橋渡し役として大変重要で、連携のキーパーソンになるということをさらに強調してもいいのではないか</p> <p>・医学の進歩により、年々、障害名や疾病名が増えてきていると感じる。その都度教員が書物を読んで勉強しても対応は難しいことが多いので、外部機関に相談できる体制は重要である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教員のスキルアップ支援（アーチル） ○連絡票による情報共有（アーチル） ○ヤングテレホン相談等（子供相談支援センター） ○学校との各種連携（事案把握時の情報提供等） <p>《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達評価体制強化事業【新規】 ○発達相談・支援総合情報提供【新規】

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
4 学校と地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に学校の取り組みを理解してもらうことが重要だが、現状はそのための取り組みが不足 ・土台がないところに学校は成り立たない。いじめを育まない地域や家庭の形成が重要 ・いじめ対策を考えたときに、地域を巻き込んでいくことが遠回りのようでは実は近道になる ・学校が地域から応援されるだけではなく、批判的な意見も受けしていく双方向性を重視した関係が必要。コミュニティ・スクール制度の導入が望ましい ・いじめに関する意見交換会は、意見の反映や改善の確認を考えると、定期的に（年度内に2~3回）行わない意味がない ・学校と地域との距離を縮めておくことは、あらゆる面で基本となる。その上で、個別の対策を行っていくことが必要 ・学校の問題を、学校の中の課題として矮小化せず、地域社会の課題として受け止めることが重要 ・コミュニティ・スクールに関しては、法で制度設計ができるおり、スピード感を持ってまずは取り掛かるべき。地域や家庭の力を活用していくかなければどうにもならない状況だ ・双方向性がなければ、学校と地域の連携は実のあるものにならない。学校支援地域本部から一歩進んだ双方向性の強いコミュニティ・スクールにシフトしていく必要がある ・いじめの対応に関しては、学校だけでなく、多くの目で子どもたちを見て、問題があれば指摘して、具体的に行動していくということが根本であると思う 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援地域本部 ○放課後子ども教室 ○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換 <p>《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクール検討委員会【新規】

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
第2 いじめの早期発見に關すること		
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・保護者が学校・教育委員会に相談して解決しなかった場合等に、他にも相談できる選択肢があることを周知徹底する。その際、実際に利用してもらえるような伝え方を心がけることが大切 ・声をあげやすくする場所は、市が責任をもってつくっていくこと。現状の窓口の数は充実しており、これを維持すべき ・SNS（LINE等）を相談に活用することも有効 ・大人が「いじめはダメ」というほど、いじめを認定しない方向や、苦しい思いをしている子どもが言い出しにくくなる方向に進みやすい。「辛いときには声をあげましょう」という学校をつくっていくことが必要 ・折々で子供たちが発するSOSを大人たちがどのように汲み取っていくのか、仕組みを考えるべき ・学校に求められる安全配慮義務の程度に照らし、辛い思いをしている子どもを早い段階で積極的に救い上げようとする取り組みが弱いのではないか。 ・教職員自身が、児童生徒の不調や変化だけでなく、日頃気がかりに感じていることも含め、ささいなことでも、声をあげやすい窓口が必要 ・教員がいかに校内で余裕を持てるかということが、いじめの早期発見に向けた根本対策ではないか ・教員が児童生徒の少しの変化に気づき、それに対して気配りができる力を向上させることが大事である <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を現実的に救えるような方策をつくらなければいけない ・いじめが発生したときの対応は、そのいじめが重大事態かそうではないかにかかわらず、教育委員会だけでなく、市全体でバックアップする体制が必要ではないか ・悩みや苦しみを抱えている子どもを救うというとき、子どもたちが悩みや苦しみを、言えないという問題、言っても聴いてもらえないという問題、聴いてもらっても改善されないという問題は別々のものなので、それぞれに対処する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間いじめ相談専用電話（教委） ○いじめ相談受付メール（教委） ○メール相談（子供相談支援センター） ○ヤングテレホン相談（子供相談支援センター）※再掲 ○いじめ実態把握調査、仙台市教育委員会へのいじめ事案の報告（年4回） ○仙台まもらいだーインターネット巡視 ○教育相談の充実 <p>《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SNS活用いじめ相談【新規】

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
(つづき)	<p>・教職員は配慮を要する子どもの対応に悩むことがある。学校の内外を問わず、教職員が助けを求められる仕組みづくりはもちろんのこと、悩みを相談するという発想を教職員に浸透させなければならない</p> <p>・子ども達を救う最前線にいる教員自身が相談できる体制があることが重要。相談できる窓口はあるが、それが十分に機能していない</p> <p>・子どもに問題が起きた際に、教職員が誰にも相談できないという問題、相談しても聴いてもらえないという問題、相談しても改善されないという問題にはそれぞれ対処する必要がある</p> <p>・教員が、児童生徒への対応について他の教員に相談できずに抱え込んでしまうということは、学校組織として対応するということの認識が低いからではないか。組織として対応するという認識を持つことで、教員自身は安心感を持つことができるのではないか</p> <p>・教員が、障害や病気のある児童生徒について発達相談支援センターなどに相談したときに、待機時間が数か月となると、その間教員がうまく対応できず、児童生徒にとって良くない状態が続く</p> <p>・相談機関につなぐことについて、教員が保護者に了解をもらうことは大変なことであり、依頼から相談までの待機が長いと翻意してしまうおそれがあるので、少しでも短くしてほしい</p> <p>・医学の進歩により、年々、障害名や疾病名が増えてきていると感じる。その都度教員が書物を読んで勉強しても対応は難しいことが多いので、外部機関に相談できる体制は重要である</p>	○教職員相談支援室の設置※再掲

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
第3 事案発生時の対応に関すること		
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・保護者・教職員に対し、市として事案を解決に導く流れについて、モデルケースを示すなどしながら、わかりやすく伝えておくことが重要 ・個別の事案について学校が弁護士に相談できるような仕組みは、教員の負担軽減にもつながる。他の自治体でもスクールロイヤーの導入事例がいくつある ・個別の事案に関する保護者等との対応において、法的な知識やスキルがないことが教員の精神的な負担になることがある ・学校以外で児童生徒が助けを求められる公的な制度の検討を進める必要があるのではないか ・学校で十分に対応されなかつた結果、重大事案になってしまった場合もある。いじめ発覚後の調査義務や安全確保義務との関係においても、学校や教育委員会以外に、そうした事案に対する調査・調整、勧告等の権限を有する第三者機関の設置等を検討すべきではないか ・現に悩みや苦しいを抱えている子ども達を救う方策について議論が必要。相談窓口はたくさんあるが、相談を受けるに止まる。きちんと調査し、解決に向けた調整などを行う機関が必要 ・いじめで苦しんでいる子どもが学校に相談するかといえば、必ずしもそうではない。また、学校に相談しても十分に対応してもらえたなかったという事例もある。学校以外でいじめの相談に対応する第三者機関が必要 ・学校が相談する相手としてスクールロイヤーがいるのは非常に心強い ・学校と保護者の関係がこじれた場合に仲裁をするのはスクールロイヤーの役割ではない。事態の改善に向けてコーディネートするのであれば、第三者機関をつくった方がよい <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った児童生徒は無自覚で行っている場合が多い。いじめを行った児童生徒に対して、その行為が周囲に苦痛を与えることをしっかりと伝える必要がある ・いじめを行った児童生徒の背景を探り、二度とそういうことを起こさないように教育することが必要 ・いじめを行った側に悪意がない場合も多い。その場合、いじめであることやいじめを受けた側につらい思いをさせている事を伝え理解させたうえで、指導を行うことが大切。相手がどんなに傷ついているかを伝えないままに指導しては、意味がない <ul style="list-style-type: none"> ・学校において組織的に対応することは重要。教職員間でつながれば大きな力を発揮できる ・いじめの解消に向けて高度な対応が求められる場合には、担任だけではなく、校長など管理職とも連携して、指導を行う必要がある <ul style="list-style-type: none"> ・学校にいじめの相談をしてもだめだったときに、どうすればいいか、どこに相談できるのかについて、児童生徒や保護者にあらかじめ周知しておくことも大事である。そのことが、対応の遅れでの重大化を防ぐことにもつながる 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員配付のいじめ防止マニュアルに基づく対応の徹底 ○教職員の研修と関係機関との連携強化 ○教職員相談支援室の設置※再掲 <p>《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弁護士による学校からの相談への対応【新規】※再掲 ○弁護士による学校訪問（いじめ対策等の学校の対応状況の検証）【新規】※再掲 ○弁護士による教員向け校内研修会【新規】※再掲

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために		
第1 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり		
1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等のメニューは多岐にわたるが、現場の教員がそれをやりきれる状態にあるかは疑問がある。学校側に各事業をやりきる時間・体力・精神力があるか精査して、必須のものだけに絞り込んでいくという発想も大事。やりきれないのであれば、教員側への支援を充実させるべき ・辛い思いをしている児童生徒と向き合えるだけの余裕を教員が持てるように、教員の勤務軽減等の配慮が必要 ・個別の事案について学校が弁護士に相談できるような仕組みは、教員の負担軽減にもつながる ・現場の教員は、いじめや体罰等に関して既に多くの取り組みを求められている。今後、新たな取り組みを行うときは、これまでの取り組みを評価・検証して、効果の薄いものはやめるというスクラップ・アンド・ビルトが重要 ・教職員が子どもと向き合う時間を確保するためには、現在、何に時間を取られているのかということを把握する必要がある ・資料「教員の業務負担や多忙感について」で負担や多忙感を感じる業務としてあげられている、保護者対応、PTA対応、地域対応については、時間的、物理的な多忙感というよりも、苦手意識という面が強いのではないか ・教員の多忙感については、時間的・物理的な負担と、苦手意識からの負担があるので、その点をさらに分析し、軽減策を検討することが大切である <ul style="list-style-type: none"> ・障害に関する研修はたくさんあるが、研修を増やせばいいという問題ではない。むしろ、困ったときにファーストコンタクトがとれる問い合わせ場所があり、すぐにアクセスできる体制が必要。教育委員会にそういう部門があったほうがよい。また、それができるということを教員に周知すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ○校務支援システムの導入 ○給食会計管理システムの構築 ○教職員相談支援室の設置※再掲 <p>《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○35人以下学級の拡充【新規】 ○部活動指導員の配置【新規】

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
2 各学校の主体性を引き出す取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを生まない夢や希望のある学校を作るために、校長と教育委員会が何を考え、何に本気になって取り組むかが重要になる。単発ではない短期・中期・長期の取り組みが必要 ・各種施策が学校現場の実情に沿った実効性のあるものとなるよう、学校（特に校長）の主体性を發揮させることが必要。校長会などを上手く活用することが望ましい ・管理職である校長や教頭が成長できるよう、管理職が外部交流等により資質向上を図る機会があると望ましい ・教員一人ひとりが、自らの指導方法について、より客観的な視点をもって振り返り、改善・是正が図れる機会があるとよい ・学校づくりに重要なのは校長の資質。仙台市がどういった考え方の下、校長を任命するのかという考えが重要だ。また、仙台市がどのような教員を求めて、どのような学校をつくっていきたいのかという考え方を示すことも重要 ・主体性ということでは、校長や教頭など管理職のリーダーシップという部分が大きい。管理職の意識をどのように変えていくのかということがポイントになる ・各学校が主体性を持つことよりも、教育委員会が重要だと思っていることを、全ての学校が取り組むという姿が見れば、市民の理解を得るきっかけとなる ・学校運営改善のためには、保護者や地域住民の意見を聴きながら、校長の意見を修正するという仕組みを実現することが重要で、各学校の主体性が重要というのは逆効果となるのではないか。いじめ問題に対処するためには学級経営の工夫が必要であることから、教職員の主体性を高めることが重要ではないか ・校長の主体性こそ大事だと考える。教育委員会の指示に従うだけでなく、教育委員会の方向性を踏まえ、学校をどのようにしていくかというビジョンが必要だ ・教員だけではなく、チーム学校として取り組むにあたっては、校長のリーダーシップが重要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ不登校対応支援チーム巡回訪問 ○いじめ防止に向けた研修 《第一次提言により平成30年度新規・拡充で取り組んだこと》 ○市長部局各課等が開催する研修・セミナーへの教職員の参加【新規】

仙台市いじめ対策等検証専門家会議での主なご意見といじめ対策等の取組状況について

	取組状況に関する委員からの主な評価・意見等	これまでの主な取組状況
第2 学校を取り巻く地域社会に関すること		
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについては、学校を取り巻く保護者や地域などの土壤づくりが重要 ・いじめの防止等に関する条例をつくっても、市民の活動に支えられなければ実行性を担保することは難しい。条例制定に向けた作業と並行して、実効性を確保する基盤づくりも行う必要がある ・学校の責任ばかりに注目が集まっているが、保護者の責任についてもっと盛り込んでもいいのではないか ・いじめ防止対策推進法の「保護者の責務等」において、「家庭教育の自主性は尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず」と規定されており、保護者に関する部分は抑制的にすべきと考える ・学校は問題を学校だけで完結しようとしている。学校は完璧ではないので、足りない部分を地域にお願いしていくことも大事である ・いじめ問題は、学校だけで解決できるものではない。家庭や地域が機能しないと解決しない。しかし、どのくらい家庭や地域に踏み込むべきか、バランスが難しい <p>・授業の補助に地域住民が入る取り組みが仙台市でなされていた。学校の取り組みが地域に伝わり、協力体制にもつながるので、取り組みが長く続くように進めることが大事である</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する普及啓発は重要だが、成果を上げることは難しい。幅広く市民の意識を喚起することもいじめ防止条例の目的。しかし、大都市だと、行政などがいじめ防止に関する条例を制定するというと、胡散臭さを感じてしまう市民もいるということを理解して取り組む必要がある ・いじめ防止条例は、規制することが目的ではなく、地域社会の機運を醸成するためのものである。条例を作っただけでは何の効果もなく、普及啓発が重要であり、提言においても条例と連動する項目をつくるべきである 	

仙台市いじめ対策等検証専門家会議設置要綱

(平成 29 年 8 月 18 日市長決裁)

(設置)

第1条 いじめ、体罰等の防止等に関し、専門的な知見を有する者から必要な検証等を踏まえた意見を聴取することにより、いじめ、体罰等の防止等に関する施策の効果的な推進を図るため、仙台市いじめ対策等検証専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門家会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ、体罰等の防止等に係る施策の実施状況の検証に関すること
- (2) 体罰等に係る調査結果の検証に関すること
- (3) その他いじめ、体罰等の防止等に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、人権、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 専門家会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって、これを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、専門家会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門家会議の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、専門家会議の議事を主宰する。
- 3 専門家会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第7条 専門家会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 専門家会議の庶務は、子供未来局いじめ対策推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、会長が専門家会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から実施する。

附 則（平成30年3月26日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

仙台市いじめ対策等検証専門家会議

委員名簿

○氏家 靖浩 日本学校心理士会 宮城支部長
(仙台白百合女子大学人間学部 教授)

○木村 民男 石巻専修大学 客員教授

庄司 智弥 弁護士

高橋 興 青森中央学院大学経営法学部 教授

笛木 啓介 全日本中学校長会 生徒指導部長
(東京都大田区立大森第三中学校 校長)

藤原 啓二 仙台法務局人権擁護部第二課 課長

(○会長、○副会長、敬称略・五十音順)

